

長剣連第072号  
令和3年10月22日

各加盟団体長（事務局長）殿

（一財）長崎県剣道連盟  
会長 松尾 博行  
〔公印省略〕

### 昇段審査における受審資格について

審査の受審資格について下記のような問合せがあり、対応について全剣連へ質問し回答を頂きました。当連盟からのこれまでの説明では誤解を生じる可能性がありますので、取急ぎご連絡致します。

詳細は来年の事務局長会議および審査員講習会でご説明致しますが、年内の審査を控えている協会もありますので、その協会におかれでは再度受審者の資格確認をお願い致します。

尚、下記内容をご理解の上でご不明な点がございましたら、当連盟までお問合せをお願い致します。

#### 記

##### 1. 問い合わせ

誕生日（11月19日）の関係で初段を11月23日に受審した生徒が、二段を11月3日に受審出来るかとの問合せがあった。前段を受けた時と同じ月であれば受審はOKとしてきたが、その生徒は二段受審時も13歳であり、「前段受有から1年以上修行した者」という受審資格条件に合わないため、念のため全剣連へ問合せした。

##### 2. 全剣連からの回答

前段受有からの修行年数は、全剣連の「段位審査規則」に規定された通りで、二段受審者は「初段受有後1年以上修行した者」である。

但し、審査会を行う協会の都合で、1年前と同じ月内であれば日程が前後しても受審可能と「特例」として認めている。

問合せのように前段取得と異なる地域での日数不足による受審は認めていない。

以上